農業経営者のみなさまへ

毎年１月１日現在で西脇市内に償却資産をお持ちの方は、１月 31 日までに西脇市税務課へ償却資産（固定資産税）申告をお願いします。

〇償却資産とは

土地・家屋以外の事業用資産で、その減価償却額又は減価償却費が、法人税または所得税法の規定により損金または必要経費に算入されるものをいいます。

詳細については、償却資産申告の手引を参考にしてください。

〇償却資産の申告が必要な方

毎年１月 1 日現在、西脇市内に事業用の償却資産を所有または賃貸されている個人または法人の方

〇償却資産の対象となるもの

農業用で使用されているもの、または使用することのできるビニールハウスや農機具等です。主なものとして、下記のようなものがあります。

例）ビニールハウス、乾燥機、もみすり機、精米機、自動選別計量機、播種機、手押しの耕耘機、果樹棚、保冷庫、暖房機、高設台等

〇償却資産の対象とならないもの

・自動車税又は軽自動車税の課税対象となる車両
・乗用装置のあるトラクター、コンバイン、田植機などの農作業用自動車（最高速度が時速３５ｋｍ未満のもの）

〇提出書類

償却資産申告書、償却資産明細書

〇申告期限

毎年１月 31 日（１月 31 日が休日の場合はその翌日）

〇お問い合わせ・提出先

〒６７７－８５１１　兵庫県西脇市郷瀬町 605 番地
西脇市役所　総務部税務課　課税担当
電話：0795-22-3111（内線 389、332、241）